

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 林 勝 義

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第85号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」ほか議案6件であります。

当委員会は、12月6日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案7件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第85号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。本年の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたことから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

今回の改正により、市の負担はどれだけ増えるのかとの質疑があり、賞与については、1,249万6,303円であり、住居手当については、減額となる職員が多いことから、1年間の経過措置を設けることとしており、その分を考慮すると55万800円程度になるとの説明を受けました。

また、鳴門市の給与体系等について質疑があり、従来から徳島県に準じた取り扱いをしているとの説明を受けました。

さらに、地域によって家賃の幅が大きいのと思うが、住居手当についても国に準じているのかと質疑があり、今回の改正について、国と徳島県で家賃の下限の引き上げ額が異なっており、国の4千円に対して徳島県は2千円の引き上げとしていることから、地域の実情に応じて判断している部分もあると考えているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第86号 鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。本年の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたことから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第87号 鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の一部改正について」であります。会計年度任用職員制度が導入

されたことに伴い、給料を支給される職員の補償基礎額について所要の改正を行うものであります。

来年度におけるフルタイムの会計年度任用職員の人数について質疑があり、今年度ベースでは、保育士及び担任を受け持つ幼稚園教諭で、20名程度であるが、来年度の採用によって人数については変動すると考えているとの説明を受けました。

また、非常勤職員に賞与を支給するように制度改正をすとの新聞記事を見たが、現状ではどのような取り扱いとなっているのかとの質疑があり、各自治体で臨時的任用職員、嘱託員に対する勤務条件に開きがあることから、会計年度任用職員の制度が導入されることとなった。

現在、本市における臨時的任用職員については、賞与として、0.8ヶ月分の期末手当を支給しているが、来年度については、基本的には統一的なルールとして年間2.6ヶ月分の支給を予定しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第88号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る規定について所要の改正を行うものであります。

鳴門市において災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の制度が適用された方はいるのかとの質疑があり、制度について適用した例はないとの説明を受けました。

また、別の地域で罹災された方が、鳴門市へ転居された場合、鳴門市から、制度を適用するのかとの質疑があり、罹災時に居住していた自治体が制度を適用することになるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第89号 鳴門市火災予防条例の一部改正について」であります。消防法令に重大な違反のある防火対象物について、当該違反内容等を公表する制度を設けることに伴い、所要の改正を行うものであります。鳴門市内において公表の対象となる消防法令に重大な違反のある防火対象物はあるのかとの質疑があり、無いとの説明を受けました。

また、防火対象物に対する措置命令に至る前に、消防法令に重大な違反のある防火対象物を公表するという趣旨なのかとの質疑があり、利用者の安全のため、防火対象物に対する措置命令に至る前に公表することを目的として改正するものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第92号 鳴門市婦人会館に係る指定管理者の指定について」であります。指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

鳴門市婦人会館の指定管理候補者の選定が非公募で行われたことについて質疑があり、施設と団体とが一体的な関係にあり、現在の指定管理者以外の応募が近年、極めて低い状況であり、このような中では、競争原理が働かず、これまでの取り組み状況を踏まえた場合に、現在の指定管理者によって、施設の効率的で効果的な運営が図られており、過去には選定委員会においても、一者しか応募がないような施設については、非公募や管理委託なども検討すべきという意見をいただいたことを踏まえて、今期は非公募により現在の指定管理者である、鳴門市婦人連合会と協議をしている状況であるとの説明を受けました。

また、指定管理料が低すぎるのではないのかとの質疑があり、鳴門市婦人会館は女性活動の活動拠点であり自分達の活動拠点は自分達で管理運営するということで、安価な指定管理料で受けていただいているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第93号 鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館に係る指定管理者の指定について」であります。指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

児童館の利用料及び学校から児童館への送迎に要する利用料について質疑があり、児童館の利用については無料であるが、送迎については実費相当額をいただいているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。